

即時抗告申立書

令和3年11月18日

広島高等裁判所 御中

抗告人代理人弁護士 胡 田

敢

同弁護士 河 合 弘 之

ほか

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり
仮処分により保全すべき権利 人格権に基づく妨害予防請求権

上記当事者間の広島地方裁判所令和2年(ヨ)第35号四国電力伊方原発3号炉
運転差止仮処分申立事件について、同裁判所が令和3年11月4日にした却下決定
に対し、不服があるので、即時抗告の申立てをする。

原決定の表示

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は債権者の負担とする。

抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方四国電力株式会社は、愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ三番耕地
40番地3において伊方発電所3号炉の運転をしてはならない。
- 3 申立費用は相手方の負担とする。

抗告の理由

追って抗告理由書を提出する。

附属書類

資格証明書	1 通
訴訟委任状	7 通

以上